

日立市基準型介護サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、基準型訪問介護サービス及び基準型通所介護サービス（以下「基準型介護サービス」という。）の事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 基準型訪問介護サービス 第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条による改正前の法第8条の2第2項の介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。

(2) 基準型通所介護サービス 第1号通所事業のうち、医療介護総合確保推進法第5条による改正前の法第8条の2第7項の介護予防通所介護に相当するサービスをいう。

(事業の対象者)

第3条 基準型介護サービスの事業の対象となる者は、本市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、当該サービスを提供する必要があると市長が認める者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）とする。

- (1) 居宅要支援被保険者（本市が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、本市の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。法第115条の45第3項第3号及び第115条の49を除く。以下同じ。）であって、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントを受けた者
- (2) 厚生労働省令告示第97号に定める基本チェックリストの質問項目に対する回答の結果に基づき、介護予防・日常生活支援サービス事業（以下「サービス事業」という。）の対象者に該当し、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントを受けた者（以下「事業対象者」という。）

（事業の内容）

第4条 基準型介護サービスの事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基準型訪問介護サービス

居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、訪問介護員等により、介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業として実施するもの。以下同じ。）で定めた期間にわたり入浴、排せつ、食事等の介護その他の

日常生活の支援を行うもの。

(2) 基準型通所介護サービス

居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、老人デイサービスセンター等において、介護予防ケアマネジメントで定めた期間にわたり入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の支援及び機能訓練を行うもの。

(基準型介護サービスの費用等)

第5条 基準型介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準は、別に定める。

(基準型介護サービス費に係る支給限度額)

第6条 基準型介護サービス費の支給限度額は、法第55条第1項の規定を準用する。

2 事業対象者に適用する場合において、介護予防サービス費区分支給限度基準額に相当する単位数は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号に規定する要支援1の単位数とする。

3 前項の規定にかかわらず、利用者の状態（退院直後等で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるような場合等をいう。）により、市長が必要と認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号に規定する要支援2の単位数

とする。

- 4 居宅要支援被保険者がサービス事業を利用する場合には、引き続き予防給付に係るサービスを利用しつつ、サービス事業のサービスを利用することが想定されるため、予防給付の支給限度額の範囲内で予防給付とサービス事業を一体的に給付管理する。

(基準型介護サービス費の支給)

第7条 市長は、居宅要支援被保険者等が、基準型介護サービスの事業を利用したときは、当該居宅要支援被保険者等が指定事業者（市長から基準型介護サービスを実施する事業者として指定を受けた事業者をいう。以下同じ。）に対して支払うべき当該サービスに要した費用について、当該居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該指定事業者に基準型介護サービス費を支給する。

- 2 基準型介護サービス費の額は、第5条の基準により算定した費用の額（当該額が現に基準型介護サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に基準型介護サービスに要した費用の額。以下同じ。）の100分の90に相当する額とする。

- 3 第1号被保険者であって介護保険法施行令（平成10年政令第412号 以下「政令」という。）で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等が受ける基準型介護サービス費について前項の規定を適用する場合には、同項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

- 4 第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被

保険者等が受ける基準型介護サービス費について第2項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

5 市長は、指定事業者から基準型介護サービス費の請求があったときは、第5条の基準により審査の上、当該指定事業者に当該基準介護サービス費を支給するものとする。

6 市長は、前項の審査及び支給に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託する。

(利用者負担額)

第8条 基準型介護サービスの利用者が負担する額（以下「利用者負担額」という。）は、第5条の基準により算定した額の100分の10に相当する額とする。

2 第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等が受ける基準型介護サービス費について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは「100分の20」とする。

3 第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等が受ける基準型介護サービス費について前項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の10」とあるのは「100分の30」とする。

(高額介護予防・生活支援サービス費の支給)

第9条 市長は、利用者負担額が著しく高額であるときは、居宅要支援

被保険者等に対し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する費用（以下「高額介護予防・生活支援サービス費」という。）を支給する。

2 前項の支給を受けようとする居宅要支援被保険者等は、市長に対し、高額介護予防・生活支援サービス費支給申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその可否を決定し、高額介護予防・生活支援サービス費支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により当該居宅要支援被保険者等に通知するものとする。

（高額医療合算介護予防・生活支援サービス費の支給）

第10条 市長は、利用者負担額と医療保険の自己負担額を合算した額が著しく高額であるときは、居宅要支援被保険者等に対し、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する費用（以下「高額医療合算介護予防・生活支援サービス費」という。）を支給する。

2 前項の支給を受けようとする居宅要支援被保険者等は、市長に対し、省令第83条4の4第1項で定める事項を記載した申請書（高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第3号））を提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その可否を決定し、高額医療合算介護予防・生活支援サービス費支給（不支給）決定通知書（様式第4号）により当該居宅要支援被保険者等に通知するものとする。

する。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、基準型介護サービスの事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 7 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定は、平成 2 7 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 改正後の日立市基準型介護サービス事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成 3 0 年 8 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 新要綱第 7 条の 4 及び第 8 条の 3 の規定は、平成 3 0 年 8 月 1 日以後に行われる基準型介護サービス費の支給について適用し、同日前に行われた基準型介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

様式第1号（第9条関係）

高額介護予防・生活支援サービス費支給申請書

フリガナ		保険者番号		
被保険者氏名		被保険者番号		
生年月日	年 月 日	性別		
住 所	〒 電話番号 ()			
同一世帯の 介護保険の 被保険者	氏 名	生年月日	性別	被保険者番号 (介護保険の被保険者の場合)
		明・大・昭 . .	男・女	
		明・大・昭 . .	男・女	
		明・大・昭 . .	男・女	
平成 年 月 日				
日立市長 殿				
上記のとおり関係書類を添えて高額介護予防・生活支援サービス費の支給を申請します。				
住 所				
申請者 氏名 (印) 電話番号 ()				

様式第2号（第9条関係）

高額介護予防・生活支援サービス費支給（不支給）決定通知書

平成 年 月 日

様

日立市長



先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
--------	--	--------	--

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

本人支払額	円
-------	---

支給	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	支給金額	円
----	--	------	---

不支給・減額の理由	
-----------	--

（教示）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、日立市長に対し審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、日立市を被告（訴訟において日立市を代表する者は日立市長となります。）として、提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第3号（第10条関係）

高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

		年度	申請区分	1 新規	2 変更	3 取下げ	(保険者等記入欄)		支給申請書整理番号	
フリガナ				生年月日	年	月	日生	性別	個人番号	
氏名									計算期間の始期及び終期	
国民健康保険資格情報										
保険者番号		被保険者証記号		被保険者証番号		続柄		保険者名称		加入期間
						1 世帯主 2 擬制世帯主 3 世帯員				年 月 日から 年 月 日まで
後期高齢者医療資格情報										
保険者番号		被保険者番号				広域連合名称			加入期間	
									年 月 日から 年 月 日まで	
介護保険資格情報										
保険者番号		被保険者番号				保険者名称			加入期間	
									年 月 日から 年 月 日まで	
支給方法	口座管理番号	振込口座 記入欄	銀行 信用金庫 信用組合	金融機関 コード	本店 支店 出張所	店舗コード	種目	口座番号	フリガナ	振込先口座 管理番号
1 窓口払い 2 口座振込	1									
保 険 者 加 入 歴	1		保険者名		加入期間		添付の自己負担額証明書整理番号		備 考 欄	
	2									
	3									

年 月 日 日立市長 殿 ① 上記対象者について、高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）の支給を申請します。 ② 上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。 ※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んでください。 高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）の支給申請を行う場合、①のみを丸で囲んでください。		郵便番号 申請代表者 氏名 電話番号 住所 印
--	--	--

枚中	枚目
----	----

様式第4号（第10条関係）

高額医療合算介護予防・生活支援サービス費支給（不支給）決定通知書

年 月 日

様

日立市長



先に申請のありました高額医療合算介護予防・生活支援サービス費支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者証記号		被保険者（証）番号	
--------	--	---------	--	-----------	--

計算対象期間	年 月 ~ 年 月	
申請年月日	年 月 日	決定年月日 年 月 日
計算対象期間中の自己負担額の合計額	円	支給額 円
給付の種類		
備考		

支払方法			
***		口座払	
お持ちいただくもの	振込先	金融機関	
		口座種目	
支払場所		口座番号	
支払期間		口座名義人	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、日立市長に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内)に、日立市を被告(訴訟において日立市を代表する者は日立市長となります。)として、提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第5号（第10条関係）

日立市介護保険（総合事業） 自己負担額証明書

下記のとおり証明いたします。

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	証明対象年度
自己負担額証明書整理番号			
保険者番号		被保険者番号	
対象となる計算期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
計算期間において被保険者であった期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
サービス提供年月	自己負担額	うち70歳～74歳の者に 係る自己負担額	摘要
平成 年 月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
月分			
計			
年 月 日			
日立市長			印